家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	C8462―21
家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	C8462―22
一般配管用ステンレス鋼鋼管	G3448
配管用ステンレス鋼鋼管	G3459
配管用溶接大径ステンレス鋼鋼管	G3468
ダイカスト亜鉛合金分析方法	H1551
ダイカスト亜鉛合金の光電測光法による発光分光分析方法	H1560
金属系超塑性材料の引張特性評価方法	H7501
合成ゴムーＮＢＲ―試験方法	K6384
粗銅地金中の銅定量方法	M8125
鉱石中のアンチモン定量方法	M8130
鉱石中のビスマス定量方法	M8133
品質マネジメントシステムー航空，宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項	Q9100
焼結金属材料ー仕様	Z2550
溶接記号	Z3021
ｙ形溶接割れ試験方法	Z3158
雷保護ー第４部：建築物等内の電気及び電子システム	Z9290―4

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年９月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 28 年 9 月 20 日　　経済産業大臣　世耕　弘成

記

廃止された日本工業規格

機器用スイッチー第２－４部：独立形固定スイッチの個別要求事項	C4526―2―4
機器用スイッチー第２－５部：切換セレクタの個別要求事項	C4526―2―5
自動車ー操作，計量及び警報装置の識別記号	D0032
自動車部品の高温および低温試験方法	D0204
自動車用品ー年少者保護装置	D0401
自動車の加速時車外騒音試験方法	D1024
自動車乗員用ヘッドレストレイント	D4606
自動車用電装品の回転方向の表わし方	D5001
自動車部品ー大型車用スターター取付け部形状及び寸法	D5203
自動車用ホーンリレー	D5706
金属系超塑性材料のＲ型試験片による引張特性評価方法	H7505

標準仕様書（ＴＳ）の公表について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成28年９月20日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を公表した。

平成 28 年 9 月 20 日

経済産業大臣　世耕　弘成

記

１．ＴＳ名称及び番号

公表されたＴＳ名称及び番号

エアコンディショナ及びヒートポンプの冷房能力試験・暖房能力試験における測定の不確かさの評価のガイド　ＴＳ　Ｃ0059

２．意見提出先

経済産業省産業技術環境局国際電気標準課

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課においても閲覧に供する。

求　　職

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、福島労働局の関係労働者を代表する者渡辺強の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 28 年 9 月 20 日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　松本　　純

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、福島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成28年９月30日

４　推薦書及び添付書類提出先　福島労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

青森労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、青森県最低賃金（昭和55年青森労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 9 月 20 日

青森労働局長　片淵　仁文

第４号中「１時間695円」を「１時間716円」に改める。

審議会等

平成 28 年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員

平成28年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員について、次のとおり公告する。

平成 28 年 9 月 20 日

工業所有権審議会会長　日覺　昭廣

委　員	担　当
後藤　昌弘	事例問題１
高石　秀樹	事例問題１
高橋　元弘	事例問題１
辻　　淳子	事例問題１
深井　俊至	事例問題１
本多　広和	事例問題１
室谷　和彦	事例問題１
岩坪　　哲	事例問題２
重冨　貴光	事例問題２
藤田　晶子	事例問題２
三尾美枝子	事例問題２
村田　真一	事例問題２
森本　　晋	事例問題２
弓削田　博	事例問題２
東海林　保	
田村　　爾	